



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*1	職員の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則	1
*2	教育職員の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則	3
*3	警察官の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則	5
*4	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	6
*5	教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	6
*6	警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	7
*7	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	7
*8	教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	7
*9	警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	8
*10	勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則	8
*11	人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則	8
*12	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	9
*13	職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則	10

○ 告示

236	道路の区域変更	(道路保全課).....	10
237	〃	(〃).....	11
238	〃	(〃).....	11
239	道路の供用開始	(〃).....	12
240	道路の位置の指定	(都市政策課).....	12
241	〃	(〃).....	12
242	道路の指定	(建築住宅課).....	12

○ 人事委員会告示

*2	人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程	13
----	-----------------------------------	-------	----

○ 選挙管理委員会告示

*28	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	13
-----	--	-------	----

○ 公告

	和歌公園の指定管理者の指定	(都市政策課).....	13
	和歌山県立橋本体育館の指定管理者の指定	(〃).....	14

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

職員の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成23年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第1条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第54号。次条において「改正条例」という。)附則第4項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成22年4月1日(以下「調整対象昇給日」という。)における職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号。次条において「給与条例」という。)第10条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員(調整対象昇給日から平成23年4月1日(以下「調整日」という。)までの期間(以下「特定期間」という。)に給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「初任給規則」という。)別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員を除く。)
- (2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が初任給規則第37条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員(初任給規則第37条第1項に規定する特定職員をいう。以下同じ。)であって、当該号給数と、当該調整対象昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該調整対象昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)とが等しくなるもの(次号及び次条第3号アにおいて「期間割非抑制特定職員」という。)(特定期間に給料表異動等をした特定職員を除く。)
- (3) 特定期間に給料表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等(当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。次条第3号ア及びイにおいて同じ。)があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの
- (4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

第2条 改正条例附則第4項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与条例第10条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第7号。第3号イにおいて「平成18年初任給改正規則」という。)附則第10項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成22年2月1日(特定職員にあっては、同年1月1日)前となるもの(新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。)
- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。)
- (3) 特定期間に給料表異動等をした職員であって、次に掲げるもの
 - ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの(次号に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。)

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第10項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成22年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日）前となるもの

(4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間若しくは地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある教育職員（教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第2条に規定する職員並びに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第2条第2項に規定する教育職員をいう。）であって、平成21年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至り、又は職員に任用されたもののうち、人事委員会の定める職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「さかのぼった」を「遡った」に改め、「平成22年4月1日まで」の次に「（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあっては、平成19年4月1日から平成21年4月1日まで）」を加える。

和歌山県人事委員会規則第2号

教育職員の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成23年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則

（調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員）

第1条 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第58号。次条において「改正条例」という。）附則第4項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成22年4月1日（以下「調整対象昇給日」という。）における教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。次条において「給与条例」という。）第10条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から平成23年4月1日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に給料表の適用を異にする異動（以下「給料表異動」という。）をした職員を除く。）

(2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関す

る規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号。以下「初任給規則」という。）第33条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員（初任給規則第33条第1項に規定する特定職員をいう。以下同じ。）であって、当該号給数と、当該調整対象昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該調整対象昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの（次号及び次条第3号アにおいて「期間割非抑制特定職員」という。）（特定期間に給料表異動をした特定職員を除く。）

(3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動（当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。次条第3号ア及びイにおいて同じ。）があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの

(4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの
（調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員）

第2条 改正条例附則第4項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与条例第10条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

(1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第8号。第3号イにおいて「平成18年初任給改正規則」という。）附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成22年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）

(2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。）

(3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、次に掲げるもの

ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成22年2月1日（特定職員にあっては、同年1月1日）前となるもの

(4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間若しくは地方公務員法

第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある職員若しくは市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)第2条第2項に規定する教育職員であつて、平成21年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至り、又は職員に任用されたもののうち、人事委員会の定める職員

- (5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。
附則第7項中「さかのぼった」を「遡った」に改め、「平成22年4月1日まで」の次に「(平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成21年4月1日まで)」を加える。

和歌山県人事委員会規則第3号

警察官の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成23年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した警察官のうち調整の対象から除かれる警察官)

第1条 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第60号。次条において「改正条例」という。)附則第4項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める警察官は、次に掲げる警察官とする。

- 平成22年4月1日(以下「調整対象昇給日」という。)における警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号。次条において「給与条例」という。)第9条第1項の規定による昇給後の号給が、その警察官の属する職務の級における最高の号給である警察官
- 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。)第30条第5項の規定による昇給の号給数である特定警察官(初任給規則第30条第1項に規定する特定警察官をいう。以下同じ。)であつて、当該号給数と、当該調整対象昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに警察官となった日又は号給を決定された日から当該調整対象昇給日の前日までの期間の月数(1未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)とが等しくなるもの
- 前2号に掲げる警察官に相当するものとして人事委員会が定めるもの
(調整対象昇給日に昇給した警察官との権衡上調整の対象となる警察官)

第2条 改正条例附則第4項の当該警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察官は、調整対象昇給日に給与条例第9条第1項の規定により昇給した警察官以外の警察官のうち、次に掲げるものとする。

- 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに警察官となった者のうち警察職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第9号)附則第9項の規定により号給を決定された警察官であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整

年数を遡った日が平成22年2月1日（特定警察官にあっては、同年1月1日）前となるもの（次号に掲げる警察官を除く。）

- (2) 調整対象昇給日前に警察官から人事交流等により引き続き初任給規則第16条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者になった警察官であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて警察官となった者のうち人事委員会の定めるもの
- (3) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある警察官又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある教育職員（教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第2条に規定する職員並びに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第2条第2項に規定する教育職員をいう。）であって、平成21年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至り、又は警察官に任用されたもののうち、人事委員会の定める警察官
- (4) 前3号に掲げるもののほか、部内の他の警察官との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める警察官

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
（警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
附則第9項中「さかのぼった」を「遡った」に改め、「平成22年4月1日まで」の次に「（平成23年4月1日以後に新たに警察官となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成21年4月1日まで）」を加える。

和歌山県人事委員会規則第4号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第10条第7項」を「第10条第6項」に改める。

第6条の2第2号中「又は第10条第2項」を「、第10条第2項又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第54号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項」に改める。

第10条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第5号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
第3条第1号中「第12条第7項」を「第12条第6項」に改める。

第7条第2号中「又は第10条第2項」を「、第10条第2項又は教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第58号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項」に改める。

第12条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第6号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
第3条第1号中「第9条第7項」を「第9条第6項」に改める。

第5条の3第2号中「又は第9条第2項」を「、第9条第2項又は警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年和歌山県条例第60号）附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条例附則第4項」に改める。

第9条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第7号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「第2条第2号及び第3号」を「第2条」に、「以後」を「後」に改める。

別表第1アの表備考4中「又は主幹」を削る。

別表第3の1の部6の項学歴免許等の資格の欄中（2）を削り、（3）を（2）とし、（4）を（3）とし、（5）を（4）とする。

別表第6オの表備考3中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第8号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「以後」を「後」に改める。

別表第3の1の部6の項学歴免許等の資格の欄中（2）を削り、（3）を（2）とし、（4）を（3）とし、（5）を（4）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第9号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第2条第2号及び第3号」を「第2条」に、「以後」を「後」に改める。

別表第3の1の部6の項学歴免許等の資格の欄中（2）を削り、（3）を（2）とし、（4）を（3）とし、（5）を（4）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「100分の130」を「100分の135」に、「100分の170」を「100分の175」に改め、同条第2号中「100分の60」を「100分の65」に、「100分の80」を「100分の85」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号に次のように加える。

- ワ 職員の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則（平成23年和歌山県人事委員会規則第1号）
- ヅ 教育職員の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則（平成23年和歌山県人事委員会規則第2号）
- ン 警察官の平成23年4月1日における号給の調整に関する規則（平成23年和歌山県人事委員会規則第3号）

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第12号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（病気休暇）

第13条 条例第13条の人事委員会規則で定める病気休暇の期間は、医師の証明等に基づき、次の各号に掲げる負傷又は疾病の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる負傷又は疾病以外の負傷又は疾病 90日以内で任命権者が必要と認める期間
- (2) 精神若しくは神経に係る疾病又は妊娠に起因する疾病（次号に掲げる負傷又は疾病を除く。） 前号の期間に90日以内で任命権者が必要と認める期間を加えた期間
- (3) 公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員若しくは公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病 任命権者が必要と認める期間

2 前項第1号及び第2号に掲げる負傷又は疾病に係る病気休暇（以下この項において「特定病気休暇」という。）の期間の計算については、連続する1月を超える期間の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間を連続するものとみなして通算された職員を含む。）が、再び勤務するに至った後6月以内に、新たに連続して2週間以上の期間の特定病気休暇その他人事委員会が定める病気休暇の承認を受ける場合は、当該承認を受ける特定病気休暇の期間を直前の特定病気休暇の期間に連続するものとみなして通算するものとする。ただし、直前に使用した特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病の症状等により再び病気休暇の承認を受ける場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第13条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に承認を受けた病気休暇から適用するものとし、同日前において承認を受けた病気休暇については、なお従前の例による。

和歌山県人事委員会規則第13号

職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する手続及び効果に関する規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「当該処分にかかる」を「当該処分に係る」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

第5条 条例第3条第2項の規定により休職の期間を更新する場合において、法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして休職にした職員で既に復職をしているものを、再び同号の規定に該当することにより休職にしたときの当該職員の休職の期間は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該復職前の休職の期間に引き続いたものとみなして通算するものとする。

- (1) 当該職員の復職の日から起算して6月を経過した場合
- (2) 当該職員の復職前の休職の事由とした心身の故障に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病の症状等により再び休職となる場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに休職にする職員から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日において現に休職にしている職員であつて、施行日以後に休職の期間を更新した後に復職し、再び休職にして改正後の第5条の規定の適用を受けることとなるものに対する同条の規定の適用については、同条中「当該復職前の休職の期間」とあるのは、「職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則（平成23年和歌山県人事委員会規則第13号）の施行の日以後において最初に休職の期間を更新した日から起算した休職の期間」とする。

告 示

和歌山県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
-----	------	--------------	-----	-----

		メートル	メートル	メートル
有田郡有田川町大字糸野字川之上433番1地先から同町大字糸野字川之上342番6地先まで	旧	4.40 } 8.00	100.70	
同上	新	4.40 } 8.00	100.70	
有田郡有田川町大字糸野字川之上433番1地先から同町大字中野字野田234番1地先まで	新	10.25 } 31.37	1,236.06	糸市橋 L=44.60 市場橋 L=45.50 仮称3号橋 L=49.00

和歌山県告示第237号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
海南市重根字農手932番1地先から同市重根字藪田1713番地先まで	旧	4.72 } 6.28	1030.25	
同上	新	4.72 } 6.28	1030.25	
同上	新	12.40 } 40.90	1027.40	新田津原橋 L=18.00

和歌山県告示第238号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市上芳養字関谷4624番4地先から同市上芳養字関谷4702番1地先まで	旧	3.20 } 8.00	56.50	

同上	新	5.40 7 9.90	56.50
----	---	-------------------	-------

和歌山県告示第239号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋津川田辺線

供用開始の区間 田辺市上芳養字関谷4624番2地先から同市上芳養字関谷4702番1地先まで

供用開始の期日 平成23年3月8日

和歌山県告示第240号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
1174	橋本市神野々字竹之垣内526番2の一部、字下長毛566番1	橋本市三石台二丁目16番の17 津守利祐	平成 23.2.25	6.00 4.20	25.45 27.70

和歌山県告示第241号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3112	海南市且来字北塚128番1の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 東不動産販売株式会社 代表取締役 曾和勝彦	平成 23.2.25	6.00 5.00	21.10 30.15

和歌山県告示第242号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり指定した。

平成23年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	指定年月日	延 長	幅 員	所在地 起点
				所在地 終点

井関御坊線	平成23. 3. 1	109m	11. 39m~11. 99m	御坊市湯川町財部字南尻戸727-14 御坊市藪字野間121-14
-------	------------	------	-----------------	-------------------------------------

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第2号

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月8日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程（昭和31年和歌山県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別紙第14号を次のように改める。

14 休職の期間を更新する場合

「ウのためエにより休職にする

休職の期間を 年 月 日まで更新する」と記入する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第28号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年3月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

第2項の表中

「社会福祉法人浩和会
ケアハウス竹の里園

和歌山市明王寺11番地

を

「社会福
ケ
地域密
み

祉法人浩和会
アハウス竹の里園
着型介護老人福祉施設
のり西庄園

和歌山市明王寺11番地
和歌山市つつじが丘7丁目3-3

に改める。

公 告

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条の規定により、和歌公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者 財団法人和歌山県文化振興財団

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

2 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

公 告

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例（平成11年和歌山県条例第17号）第8条の規定により、和歌山県立橋本体育館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 橋本市
和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
- 2 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで